



松本市奨学金返還支援事業補助金

松本市内に本社・本店がある中小企業に就職する若者(35歳未満)を対象に、奨学金の返還を支援します！

補助額

年間返還額の2/3以内(上限15万円/年)

対象奨学金

日本学生支援機構が貸与する奨学金

※その他の奨学金も対象となる場合がありますのでご相談ください。

対象者

(次の要件を
すべて満たす方)

- 令和4年4月1日以降に、市内に本社・本店を有する中小企業(中小企業基本法に規定する中小企業者)に就職した、正規雇用の方
- 大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
※大学等…学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校専門課程
- 申請する年度末時点で、年齢が35歳未満の方
- 申請日において、市内に住所を有し、5年以上定住する意思がある方
- 松本市税を滞納していない方
- 奨学金返還に関する他の補助金を受けていない方

補助期間

最大5年間(60カ月) ※毎年度申請が必要です。(申請期間は毎年1月～2月)

お問い合わせ

詳細・申請書類についてはホームページをご覧ください！

松本市役所 住民自治局 移住推進課(市役所本庁舎1階)
住 所:〒390-8620 松本市丸の内3番7号
電 話:0263-34-3193(直通)
FAX:0263-34-3493
メール:matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp

